

令和7年度周南市危険空き家解体事業補助金交付実施要領

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集案内

周南市危険空き家解体事業補助金の募集は、市広報（5月号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 申請受付

受付は住宅課窓口、郵送（申請受付期間最終日必着）とする。（FAX・メール不可）

申請受付期間については4のとおりとし、現地確認にて要綱の要件に該当した場合のみ、申請できるものとする。

3 現地確認

事前相談後、補助対象に該当する危険空き家であるか、市が現地確認を行い、判定した後、判定結果について後日相談者に知らせる。

現地確認の申込受付は住宅課窓口、電話、オンラインフォーム（Logo フォーム）とし、受付期間は4のとおりとする。

4 現地確認及び申請受付期間等

現地確認及び申請の受付は令和7年5月7日（水）から令和7年6月13日（金）までとする。予算の範囲を超えて補助金の申請があった場合には、5のとおり選考を行い、危険度の高いものから優先的に補助金を交付する。

申請期間内に募集件数に達しなかった場合は、先着順にて追加募集し、10月31日（金）まで現地確認及び申請の受付を行う。（予算額に達した時点で締め切る）

5 選考方法

住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により測定した住宅の不良度の評点と、下記による周囲への影響度の評点の総合計の高いものから優先的に補助金を交付する。

項目	評価内容	評点
外壁又は屋根等	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15
	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に	25

	被害を及ぼす恐れがあるもの	
	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に倒壊する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	50
隣家と隣接の有無等	現に使用されている住宅に隣接しているもの	15
	現に使用されている住宅に複数隣接している又は現に使用されている隣接する住宅の敷地が空家の敷地より低い位置にあるもの	25
隣家との距離	空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15
	空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25
道路と隣接の有無等	道路（赤線を含む）に隣接しているもの	15
	隣接する道路（赤線を含む）が、空家の敷地より低い位置にあるもの	25
道路との距離	空家から道路（赤線を含む）までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15
	空家から道路（赤線を含む）との境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25
解決困難度	接道がないもの※ ₁ または土砂災害特別警戒区域に該当するもの	5
DID 地区	人口集中地区内のもの	25
避難路沿道	避難路沿道等※ ₂ にある空き家であること	35
地域要望等	地域から相談が寄せられているもの	25

※1 接道がないもの…次の①～③のいずれかに該当するもの。①接する道路の幅が2m未満、②道路に2m以上接していない、③その他市長が認めるもの

※2 避難路…①周南市立小学校27校（徳山、遠石、今宿、久米、菊川、櫛浜、夜市、戸田、湯野、岐山、須磨、沼城、周陽、桜木、秋月、鼓南、富田東、富田西、福川、和田、福川南、三丘、高水、勝間、大河内、八代、鹿野）、周南市立中学校13校（鼓南、太華、岐陽、住吉、菊川、桜田、須々万、周陽、秋月、富田、福川、熊毛、鹿野）が定めた通学路 ②山口県耐震改修促進計画における緊急輸送道路）の沿道又は避難地（周南市地域防災計画に位置付ける避難地）に隣接する敷地

6 募集件数

15件程度（予算の範囲内）

7 事業の完了期日

要綱第3条第1項に規定する市長が別に定める日は、令和8年1月30日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報

告書を提出すること。

8 別記要領様式

- ・別記要領様式第1号「周南市危険空き家解体事業補助金内訳書」
要綱別表第2の補助対象事業費及び補助金の額を確認する様式として添付を求める。
この様式は要綱第7条第1項第7号の市長が必要と認める書類とする。
- ・別記要領様式第2号「周南市危険空き家解体事業補助金交付申請同意書」
要綱第2条第2号エ（所有権以外の権利）、第2条第3号イ（危険空き家の存在する土地の所有者）、第5条第3号（不利益を受けるもの）において、同意を必要とする場合に使用する。
提出できない場合は、誓約書の提出をもって代えることができる。

9 定義

- ・道路・・・不特定多数の者が利用する道路とする。
- ・敷地・・・原則建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に定める敷地とする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。